

(略)

| | |
|---------|----------|
| 東京都監査委員 | 伊 藤 ゆ う |
| 同 | 伊 藤 こういち |
| 同 | 茂 垣 之 雄 |
| 同 | 岩 田 喜美枝 |
| 同 | 松 本 正一郎 |

令和 5 年 3 月 2 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が法人 A, 法人 B 及び法人 C に交付した令和 3 年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金（以下「本件交付金」という。）は、偽装や架空の領収書等に基づき支出されたものであり、当該交付金の返還等の措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金交付要綱（以下「本件要綱」という。）によれば、東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金は、東京都及び都内区市町村が、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要した経費に充てるために交付することにより、都内における行政と民間が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とするも

のである。

1 法人Aについて

(1) 架空の請求書であるとの主張について

請求人は、法人Aが都に提出した92枚の請求書中の支払期限が1年以上前に設定されているというミスがあり、架空の請求書であると疑うほかない旨主張する。

この点、本件要綱によれば、本件交付金については、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で額を確定するとされているため、請求書が交付金の額の確定に係る根拠の一つとなり得るとしても、請求人の主張するとおり、仮に請求書における支払期限として、過去の日付が誤って記載されていたとしても、そのことのみをもって、直ちにこれらが架空の請求書であると言うことはできないことから、請求人の上記主張は、書類における記載上の疑義を述べるにとどまり、これをもって都の法人Aに対する本件交付金について違法又は不当な点があるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、予備的調査によれば、請求人の指摘する支払期限の誤りは事務処理上のミスであり、所管局が関係資料により支払実績を確認したとのことであった。

(2) 証明署名が偽装されたとの主張について

請求人は、法人Aが2021（令和3）年12月10日付けで都宛て提出した書類に同年同月31日付けで証明署名がなされた書類が付されていたことから、日付を偽装した書類提出が行われていた疑いがある旨主張する。

この点、本件要綱によれば、請求人の摘示する2021（令和3）年12月10日付の書類とは、本件要綱に定める遂行状況報告書をいうものと解されるどころ、当該報告書は知事の要求があったときに提出すべきものであり、事業完了時等における実績を報告するための実績報告書とは異なるものである。請求人の上記主張は、都に提出された各書類における日付の不整合をもって偽装があったというものと解されるが、上記のとおり、これらの書類のみから本件交付金の額が確定するものではなく、また、当該主張は、書類における記載についての推測ないし疑義を述べるにとどまり、これをもって都の法人Aに対する本件交付金について違法又は不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、予備的調査によれば、請求人の摘示する2021（令和3）年12月31日

付けで証明署名がなされた書類とは、法人Aが同年同月10日付けで都宛て提出した遂行状況報告書に関し、支払の事実を裏付ける根拠の一部として後日追加提出したものであり、同報告書は、事業年度終了後における事務処理を円滑に進めるため、都が作成及び提出を求めているものであるとのことであった。

2 法人Bについて

請求人は、法人Bの領収書の宛名書きが全て同一人物による筆跡であり、代筆が常態化しているなどとして、これは偽装や架空の領収書と言うほかなく、不当（犯罪）である旨主張する。

しかし、筆跡についての請求人の上記主張を前提としても、当該主張は、領収書の記載に係る疑義を述べるにとどまり、また、上記のとおり、本件交付金については、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で額が確定するとされているため、領収書が交付金の額の確定に係る根拠の一つとなり得るとしても、筆跡が同一人物のものであることのみをもって都の法人Bに対する本件交付金について違法又は不当な点があるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、予備的調査によれば、請求人が摘示する宛名書きとは、セルフレジを利用した場合等に発行される宛名が未記載の領収書について、法人Bの担当者によってなされたものであり、同法人の帳簿にも実際の支出についての記載があり、所管局としては問題はないと考えているとのことであった。

3 法人Cについて

(1) 架空の領収書による人件費の計上であるとの主張について

請求人は、法人Cの支援員給与として、20万円と15万円の領収書が提出されているが、全ての月で同額端数なしとなっており、通常人件費がこのようになることは考えられないとして、実態のない架空の領収書による人件費の計上と思われるため不当である旨主張する。

しかし、人件費に関する請求人の上記主張は、法人Cの支援員に対して支払われたとされる給与の額が同額で端数がないことについての請求人の疑義ないし意見を述べるものであり、これをもって、当該人件費が実体のないものであるとして、都の法人Cに対する本件交付金について違法又は不当な点があるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、予備的調査によれば、請求人が摘示する給与は、法人Cの支援員2名に対するもので、請求人が摘示する各金額は、それぞれ当該法人が本件事業に関する各支援員に対する給与として定めたものであり、所管局において、業務報告（日報）により当該支援員の業務内容を確認するとともに、賃金台帳等により同額の給与の支払を確認したとのことであった。

（２）委託料に異常があるとの主張について

請求人は、法人Cが委託料として計上している多数の費用のうち、一件だけ623,000円もの委託料が出現しているとして、他と比べ明らかに異常であり、不当である旨主張する。

しかし、そもそも、本件に限らず、事業の実施に伴い様々な費用が発生することは当然に予想される以上、請求人の引用する各費用のうち、たまたまある特定のもののだけが他の費用に比して高額であることのみをもって不当であるとする事はできず、請求人の上記主張は、当該額に関する疑義ないし意見を述べるにとどまり、これをもって都の法人Cに対する本件交付金について違法又は不当な点があるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、都の財務会計上の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、予備的調査によれば、請求人が摘示する上記の費用は、シェルターに避難している女性に対する支援を目的とした取組に係るものであって、所管局において、法人Cからの聞き取りとともに、請求書や支払履歴を証明する書類の記載により、支出の事実及びその詳細を確認したとのことであった。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。